

ID: 254

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町道路占用料徴収条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第155号		
<p>【根拠条文】 (占用料の減免) 第3条 町長は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため占用するとき。 (2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条第1項に規定する公営企業のため占用するとき。 (3) 道路に出入する通路又は排水施設を設けるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日